

大網白里市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成29年度財政援助団体等監査の報告に基づき講じた措置について、別添のとおり大網白里市長から通知があったので公表する。

平成30年4月27日

大網白里市監査委員 大島 有紀子

大網白里市監査委員 花澤 房義

総 第 2 1 0 号

平成30年4月18日

大網白里市監査委員 大島 有紀子 様
同 花澤 房義 様

大網白里市長 金坂 昌典

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成30年3月27日付け監第489号で通知のあった財政援助団体等監査の報告に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知します。

1 報告書番号 平成30年3月27日付け監第489号

2 監査の種類 財政援助団体等監査

| 監査の結果（指摘事項） | 講 じ た 措 置 |
|--|---|
| <p>大網白里市郷土芸能保存会（所管課：生涯学習課）</p> <p>補助対象外経費への補助金充当について</p> <p>市から大網白里市郷土芸能保存会へ支出された補助金400,000円は、全て活動費に充当されていたため、活動費414,417円の支出証拠書類となる現金出納帳、領収書綴等を監査したところ、会費を充当元として支出している餅代29,000円が含まれている事例が見受けられた。</p> <p>会員からの会費で賄っている支出に対し、補助金を充当することはできないため、補助金400,000円から餅代を除いた活動費385,417円を差し引いた14,583円については返還に向けて必要な措置を講ずること。</p> | <p>活動費について、大網白里市補助金等交付基準に沿って、適切に支出するよう指導いたしました。</p> <p>また、補助金400,000円から餅代を除く活動費385,417円を差し引いた14,583円につきましては、返還に向けて郷土芸能保存会と協議をし、平成30年4月4日に返還されました。</p> |